

# 京都市土地区画整理組合助成要綱

昭和61年10月29日市長決定

平成25年12月26日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和3年9月1日一部改正

## (目的)

第1条 この要綱は、土地区画整理法（以下「法」という。）第3条第2項の規定により土地区画整理事業（以下「事業」という。）を施行する土地区画整理組合（以下「組合」という。）に対し、事業に要する費用を助成することにより、公共施設の整備改善を図り、もって健全な市街地を促進するとともに、本市における組合の事業を普及することを目的とする。

## (助成の対象となる組合)

第2条 助成は、次の各号に掲げる要件に適合する事業を施行する組合に対して行う。

- (1) 施行地区の面積が、5ヘクタール以上であること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。
- (2) 事業が、国土交通省が定める組合等区画整理補助事業実施要領の採択基準に適合しないこと。

## (助成の対象となる費用)

第3条 助成の対象となる費用は、次の各号に掲げる事業の施行の準備のための諸調査等に要する費用とする。

- (1) 地区界測量及び現況測量
- (2) 土地及び建物の権利調査
- (3) 土地評価又は鑑定評価
- (4) 造成計画及び排水計画の作成
- (5) 事業計画の作成

## (助成金の限度)

第4条 助成金の額は、前条に規定する費用の総額の3分の1に相当する金額を限度とし、予算の範囲内において市長が定める。

## (助成の申請)

第5条 組合は、助成を受けようとするときは、土地区画整理組合助成申請書（第1号様式）に助成の対象となる費用を説明する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

## (助成の決定)

第6条 市長は前条の規定により申請があった場合において、適當であると認めるときは、助成及び助成金の額を決定する。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、助成に必要な条件を付すことができる。

2 市長は、前項の規定により助成を決定したときは、通知する。

## (助成金の請求)

第7条 組合は、前条第2項に規定する通知を受けた場合において、助成金を請求しようとするときは、土地区画整理組合助成金交付申請書兼請求書（第2号様式）に助成の対象となる費用の支出に係る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（助成金の前金払）

第8条 市長は、前条の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、第6条第1項の規定により決定した助成金を前金で支払うことができる。

（助成の決定の取消し等）

第9条 市長は、助成を受けた組合が次の各号の一に該当するときは、当該助成の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した当該助成金の全部若しくは一部の返還を期日を定めて命ずることができる。

（1）この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

（2）不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。

（加算金）

第10条 市長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、当該助成金の額に当該助成金を受領した日から納入する日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する加算金を徴収する。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（延滞金）

第11条 市長は、第9条の規定により助成金の返還を命じた場合において、当該助成を受けた組合が指定された納期限までに納入しなかったときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、その未納額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については、既に納入した額を控除した額。第2項において同じ。）につき年14.6パーセント納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を徴収する。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

2 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる未納付額に1,000円未満の端数があるとき、又はその未納付額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 前2項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 市長は、災害、不測の事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

（補則）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

## 附 則

この要綱は、昭和61年11月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。  
(延滞金の割合の特例)
- 2 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

土地区画整理組合助成申請書

京都市長殿	年月日
組合の事務所の所在地	組合の名称及び代表者の氏名
京都市土地区画整理組合助成要綱第5条の規定により助成を申請します。	
事業の名称	
事業の目的及び内容	
助成申請額 円	
助成の対象となる経費の内訳	
設立認可の年月日 年月日	

第2号様式（第7条関係）

土地区画整理組合助成金交付申請書兼請求書

京 都 市 長 殿	年 月 日
組合の事務所の所在地	組合の名称及び代表者の氏名

京都市土地区画整理組合助成要綱第7条第1項の規定により助成金の交付を申請（請求）します。
交付申請（請求）金額 円
助成金交付決定額 円
交付申請（請求）金額の内訳